

### 国家の檻：マイケル・マンの国家論に関する若干の考察

SATO, Shigeki / 佐藤, 成基

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2006-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002032>

# 国家の檻

——マイケル・マンの国家論に関する若干の考察——<sup>(1)</sup>

佐藤成基

国家は近代社会における人間生活に大きな影響力をもつ制度の一つである。社会学の観点からその国家をどう把握し、どう分析することができるのか。その始まり以来、近代化に伴う社会生活の変化を主要なテーマとしてきた社会学は、意外にも国家それ自体を正面から扱ってこなかったように思われる。そのような中で、マイケル・マンの1980年代後半からの一連の国家研究は、社会学において、「国家」という問題をテーマとして再編入したものの一つであると評価できるであろう<sup>(2)</sup>。

本稿は、マイケル・マンの国家論の意義を明らかにし、社会学的な国家研究における今後の方向性を示そうというものである。マンの国家論の特質は、国家を統治対象である領土と住民を専制的に統御する統治機構として捉えるのではなく、国家を統治下の社会諸アクターとの相互作用の中で把握するところにある。マンの国家論は、そのような視点から、国家のより多面的で複合的な（すなわち「多形性的」な）説明モデルを提示している。それはヴェーバー以来の専制的国家モデルよりも、経験的に広い射程を持ったモデルとして注目することができる。国家は特定の領域とその住民を統治する機関として、ある種の「檻」のような制度である。だがそれは堅固な「鉄の檻」ではない。では、どのような「檻」なのか。マンの国家論は、「国家の檻」についての新しい視座を与えてくれる。

## 1. 「社会的力」の概念 —マンの分析モデル—

マイケル・マンは、英語圏で現在、最も影響力のある社会学者の一人である<sup>(3)</sup>。特に、英米での歴史社会学の分野で、彼はすでに権威的存在にさえなっている。その彼の位置づけを決定的にしたのは、彼のライフワークである『社会的力の諸源泉』（邦訳『ソーシャル・パワー——社会的〈力〉の世界歴史』）と題された、先史時代から現代までの「社会的力social power」の歴史をテーマとした連作である。その先史時代から1760年までを扱った第1巻が1986年に出版され、1988年にはアメリカ社会学会の「学術出版賞」を受賞し、彼の評価を決定的なものにした。その後、「長い19世紀」における「国民国家と階級の成立」をテーマとした第2巻が1993年に出版された。マンは、さらに第3巻と第4巻を計画していたが、第2巻執筆後この計画を中断している。その代わりにマンは、9.11以後のアメリカを論じた『一貫性を欠いた帝国』（邦訳『論理なき帝国』）を2003年に著し、さらにファシズムの比較研究である『ファシスト達』、民族浄化・ジェノサイドの比較研究で

ある『民主主義のダークサイド』の2冊（後者は、アメリカ社会学会、比較歴史社会学部会の2006年度「バリントン・ムーア賞」を受賞した）を共に2004年に出版している。しかし、これらの最近の研究も『社会的力の諸源泉』の研究と関連性を持ち、「社会的力」という視点は最近の三つの著作でも重要な役割を果たしている。

マンの「社会的力」の分析は、「社会的力の四つの源泉」から成る「IEMPモデル」を基軸に展開されている。「IEMPモデル」とは、「経済的力economic power」「イデオロギー的力ideological power」「軍事的力military power」「政治的力political power」の四つの「社会的力の源泉」の頭文字をとって命名されたものである。マンの分析は、「社会的力」の歴史を、この四つの「力の源泉」の絡み合いによって説明しようというものである。

このようなマンの研究テーマ全体からすれば、「国家」はその一部に過ぎない。「社会的力の四つの源泉」の中では、国家は主として「政治的力」（つまり「権力」）に関わる問題であり、他の三つの「力」はその「政治的力」に絡み合う形で作用する。しかし本稿がとりわけマンの国家論に関心をもつ理由の一つは、マンの国家論が、社会学的な国家論として、いくつかの重要な視点を提供しているからである。本稿の目的は、その意義を明らかにすることに他ならない。では、そのマンの国家論の意義とは何か。どのような意味で新たな視点を提供しているのか。本稿では、ヴェーバー以来の国家論と対比させながら、マンの視点の意義を浮き彫りにしていきたいと考えている。

## 2. 「鉄の檻」としての国家

### 2-1 社会学から見た国家

社会学での国家論において、マックス・ヴェーバーの国家概念の影響は現在に至るまで大きい。そのヴェーバーの議論の基礎の上に立ちながら、ミシェル・フーコーの権力概念を取り入れて独自の国家論を展開したのが、1980年代のアントニー・ギデンズであった。ヴェーバーからギデンズに連なる社会学的国家論においては、「近代国家」に関して以下の三つの観点が共通している。どれも、近代国家がその他の社会関係一般から区別される、独特な実在としての国家the state *sui generis*に関する規定である<sup>(4)</sup>。

第一に、国家暴力の行使、特に正当的な暴力の行使を独占しているという点である。ヴェーバーは国家の定義として、この点を重視していた。軍隊や警察機構を制度化していることが近代国家の条件であり、それによって国内の治安は保たれ、また対外的には一致団結して戦争を行うことができる。それに対し、国家以外のアクターが暴力を行使した場合、犯罪ないし「テロリズム」と見なされる。

第二に、特定の領域（領土）に対する権力が国家に集中しているという点である。特定の領域内において、国家は至高の権力機関であるが、その領域外に対して権力を行使しようとすれば、それは「内政干渉」とされる。近代以前の伝統的（封建的、身分制的、絶対主義的）国家においては、地方の諸侯・貴族や都市の自律性は依然として高く、権力は分散していた。また権力はしばしば、

特定の権力保持者（国王など）とその服従者との人格的関係に依存していたため、国家の権力は必ずしも明確に境界づけられた領域内のみ限定されたものでもなかった。

第三に、国家は暴力を独占しつつも、国内に対しては非暴力的に権力を行使しているという点である。ノルベルト・エリアスの言葉を借りるならば、国家の権力は「文明化」されているのである。ヴェーバーは、そのような国内に対する非暴力的権力の行使の形態を、合理的に構築された階層的命令系統である「官僚制」という概念で捉えた。また、ギデンズがフーコーの権力論から受け継いだ「監視」という概念で、国家の「監獄」的な特質を強調した。官僚制における「命令」にしても、「監視」にしても、直接の暴力を伴わない「文明的」な形で人々の行動を規制するという点で共通している。近代国家は、このような権力行使を制度化することによって、「文明的」でかつ効率的な統治機構になりえている。

以上三点は、どれも近代国家の特性として重要なものであるが、これらのうちここで特に問題にしたいのは、国家が国内に対して行使する権力の実質に関連する第三点である。この第三点においては、国家は「命令」や「監視」に基づく行政的統治機構として、官僚制的で「監獄」的な面が重視される。そして、このような国家の専制的な（ヴェーバー型官僚制のメタファーで言えば「鉄の檻」的な）特質が、これまでの国家論では強調されてきた。だが、果たしてそうした国家概念は、現実の国家を説明する概念としてどれほど有効なのかどうか。マイケル・マンの国家論は、このような問題点から出発している。

だが本稿では、マンの国家論を検討する前に、ヴェーバーとギデンズの国家論を簡単に再検討することから始めたい。

## 2-2 ヴェーバー 一官僚制としての国家一

近代において合理的・合法的支配、すなわち官僚制的な支配体制が優勢になっていくというのが、ヴェーバーの「支配の社会学」の、そして彼の「西洋近代に特異な合理化」観の、有名なテーゼであることは、すでに社会学ではよく知られている。官僚制とは、形式合議的規則・手続きに従った階層的命令系統を機軸とする支配体制であり、人格性や情緒性は排除された「ザッハリッヒ（即物的）」な世界である。官僚制の職位には専門知識が要求され、個人や家族の所有物ではない。

官僚制は企業でも、政党でも、あらゆる近代の社会組織に多かれ少なかれ見られる現象であり、決して国家に固有な現象ではない。その意味でヴェーバーの官僚制論を「国家論」と捉えるのは必ずしも適切とは言えない。だがヴェーバーは、近代西洋の国家を、官僚制という面から把握していたことは間違いない。支配の形式として「もっとも合理的」な官僚制的な行政が近代国家の行政機構となり、その枠の中に、広く日常の社会生活全体がはめ込まれている状況を、ヴェーバーは次のように述べている。

純粋に官僚制的な行政、すなわち官僚制的＝単一支配制的な、文書による行政は、あらゆる経験に徴し

て、正確性、恒常性、規律、厳格性、信頼性の点で、したがって——支配者にとっても利害関係者にとっても——計算可能性を備えている点で、また仕事の集約性と害遠征の点で、さらにあらゆる任務に対して形式的には普遍的に適用できるという点で、純技術的に最高度の仕事を果たしうるまでに完成することが可能であり、これらすべての意味において、それは、支配の行政の形式的にはもっとも合理的な形態である。あらゆる領域における「近代的」な団体形式の発展（国家、教会、軍隊、政党、経済的経営、利害関係者団体、社団、財団、その他何であれ）、官僚制的行政の発展およびその普段の成長と、端的に同一のことなのである。たとえば、官僚制的行政の成立が、近代的な西洋国家の萌芽をなしている。……およそあらゆる継続的な仕事は官吏によって役所で行われているのだという事実を、片時も思い誤ってはならない。われわれの全日常生活は、この枠の中にはめ込まれているのである。（Weber 1976: 128=1970: 27, 強調引用者）

このように、社会生活は、国家の官僚制的行政のまさに「鉄の檻」に枠づけられているのである。ヴェーバーは、この国家の官僚制化を、近代国家が辿る不可避的な運命であると捉える。特に強力な国家ほど、その官僚制化の度合いは高い。

近代的大国家が長期間存続するにつれて、技術的にますます官僚制的基礎に対する依存度を強めるということ、しかも、その国家が大きければ大きいほど、とりわけ大強国であればあるほど、また大強国になればなるほど、ますます無条件に官僚制に依存するに至るということは、容易に理解しうるところである。官僚制的でない、あるいは少なくとも完全な技術的な意味において官僚制的でない国家制度の持つ性格は、対外的な摩擦面がますます大きくなり、国内においては行政の統一性の必要がますます急を告げてくると、形式的にも漸次官僚制的構造に道を譲るにいたるのは不可避なことである。（Weber 1976: 560= 1960: 86, 強調引用者）

ただ、注意しておかねばならないのは、ヴェーバーの経験的な国家分析においては、必ずしも国家の官僚制的側面だけが捉えられていたわけではないということである。彼は第一次大戦末期に、「新秩序ドイツの議会と政府」というかなり長い論文を書いている（Weber 1980）。そこで彼は、ビスマルク以来のドイツ帝国の国家分析を試みているのだが、決して彼は、ドイツ帝国の官僚制の「鉄の檻」的性質だけを見ていたのではなかった。もちろん国家や政党の官僚制化についても触れられている。だが同時にヴェーバーは、議会、政党（党派）、宰相、君主などの多様な政治的アクターからなる政治闘争の場に関する分析を行っているのである<sup>(5)</sup>。さらに旧来『経済と社会』第1部、「支配の諸類型」の中に配されていた「政党」の項目で、ヴェーバーは三度にわたり「国家社会学Staatssoziologie」の構想を予告しているのである。そのことはヴェーバーが、「国家社会学」として必ずしも官僚制論を展開しようとしていたわけではないことを示しているだろう。むしろ彼は、議会、およびそこに参画する諸政党・諸党派の果たす役割という観点から、「国家社会学」を進めようとしていたと考えられる。そして、このような多元的・複合的な国家への視座は、後で検

討するマイケル・マンの国家論に通じるものが実はあるのだが、残念ながらヴェーバーは、「国家社会学」に手をつけることなく世を去ったのである。

その結果、ヴェーバーの官僚制論だけが彼の国家論として受け継がれることになる。近代国家を官僚制と捉えるヴェーバー型の国家概念は、その後の社会学における国家論に大きな影響を与え、現在に至っている。

### 2-3 フーコー／ギデنز —監獄としての国家—

官僚制的行政機構というヴェーバー型国家概念を基礎にしつつも、そこに新たな要素を付け加えたのが、アントニー・ギデنزの国家論である（Giddens 1985）。彼はミシェル・フーコーが『規律と処罰』（邦訳は『監獄の誕生』）の中で用いた「監視」「規律」という概念を取り入れ、国家による「監視surveillance」を通じた「規律の権力」を強調する、「監獄」型国家論を展開した。

フーコーの描写した「規律の権力」はおそらくは主として、行政当局による個人史情報の保有という形態による情報管理という意味での監視に依存している。しかしそれはまた、直接的な管理監督という意味での監視をも伴うものでもある。その意味で、監獄や収容施設は近代組織の一般的な性質を一部共有している。近代組織はみな、一日のうちの一定の期間、あるいは個人の人生のうちの一定の期間、特別に確保された場の範囲内において人間の活動を集中させる。……規律の権力とは、規則化された管理監督という規律の手続きに由来する行政権力なのである。（Giddens 1985: 185）

ヴェーバーが、官僚制的行政機構における「命令」の階層的系統を強調するのに対し、フーコーに依拠したギデنزは「監視」という面を強調する。確かに国家の統治業務は、必ずしも常に「命令」とそれへの服従によって機能しているわけではない。日常的に「命令」が頻繁に行なわれているような国家は、あまり効率的な統治業務を行うことはできない。統治業務が「監視」の下で人々の行動をルーティン的に規制し、規律化するほうがよほど効率的で「洗練」されている。ギデنزはそれを、フーコーが描いた監獄（特定的人格が監視しているわけではない、あの「パノプティコン」モデルが想定する）としてイメージしている。

このようにギデنزの「監獄」型国家論は、ヴェーバーの官僚制的国家論をフーコー的な視点から発展させたものと理解することができる。「命令」によってであれ、「監視」によってであれ、そこで国家は人々に一方的に服従を強制し、強要する。このような国家観（「鉄の檻」としての国家）を、ここでは「専制的国家観」と呼ぶことにしよう。

ただ、ここでも注意を要するのは、フーコー自身は『監獄の誕生』の中で、必ずしも国家という大きな装置における「マクロ」な権力について論じていたわけではないということである。彼の関心の対象は、監獄や学校などの具体的な（「ローカルな」）場における「ミクロ」な権力の行使のメカニズムにあった。またフーコーは1970年代に書いた権力に関する諸論考の中で、権力を支配する者とされる者との間の「支配／服従」のシェーマで把握する方法を繰り返し批判している。権力



は、経済的な財のように、所有する者としなない者とを分割するものではない。しかしこれまでの権力論では、マルクス主義もリベラリズムも、権力を所有物のように扱う「経済主義」が支配的であったというのである (Foucault 1980: 88)。ところが「権力は、網の目のような組織化を通じて利用され、行使される。諸個人は、その網の糸の間を行き交うだけでなく、常にこの権力に行使されると同時に行使する位置にある」(Ibid.: 98)。このようにフーコーの権力概念は、単に服従を強要されるだけでなく、軋轢や抵抗も含んだ、よりダイナミックなものであったと考えられる<sup>(6)</sup>。それに対しギデنزが国家論の中で展開した「監視」や「規律の権力」の概念は、あくまでギデنز流に再解釈されたものなのである。

## 2-4 専制的国家論 —三つの前提—

ここでは本章のまとめとして、ヴェーバーとギデنزに共通する、そして現在の社会学での国家概念の多くに共通する、三つの前提を指摘しておこう。

第一は、国家の権力の<sup>一</sup><sup>方</sup><sup>性</sup>である。ヴェーバー官僚制概念の「命令」も、フーコー／ギデنزの「監視」も、支配する側と服従する側との固定化された一方向の関係を前提としている。

第二は、国家の<sup>一</sup><sup>体</sup><sup>性</sup>である。官僚制であるにせよ「監獄」であるにせよ、国家は一つの統合された単一体であるという前提がある。「命令」なり「監視」なりの力の作用によって秩序が成立するのは、国家が内部に亀裂や対立がなく、整然として作用するからである。

第三は、国家の<sup>完</sup><sup>結</sup><sup>性</sup>である。国家は、その支配が完全に貫徹されている状況が「理念型」と見なされる。逆に完結していない場合は、その国家は欠損体と見なされる。

官僚制的命令系統や監視による専制的なメカニズムが、近代国家の一面として機能していることは確かである。しかしそうした側面を国家の「理念型」として抽出し、モデル化することによって、現実の近代国家の他の重要な側面が無視ないし軽視されてしまうとすると、その概念には問題がある。果たして専制的国家概念は、現実の国家の分析にとってどれほどの説明力をもつものなのだろうか。近代社会は複雑に分化した社会制度を進展させている。とするならば、国家もそれに応じて複合的に分化した構造を備えた制度でなければならないのではないのか。それを単に官僚制的な命令系統や監獄的な「監視」メカニズムだけで理解してよいのだろうか。

マイケル・マンの国家論は、このような専制的国家論とは異なった分析モデルを提供している。彼によれば、国家は単なる官僚制的行政機構ではない。国家は、官僚制概念だけでは促えることのできない、より<sup>多</sup><sup>面的</sup><sup>で</sup><sup>複</sup><sup>合</sup><sup>的</sup>な機関である。次章で、そうした彼の国家論を詳細に検討していくことにしよう。

## 3. マンの多形性的国家論

### 3-1 国家の「多形性」

マンの議論全体を通じて特徴的な点は、「ブルジョア階級」「国家」「労働者階級」「社会」等とい

った、社会学者が自明のものとして実体化しがちな社会的カテゴリーを、多様な関係性や力の諸要素が絡み合って形成された複合的で流動的な現象と捉える点である。そのような傾向が、彼の分析を極めてわかりにくくしていることも確かである。例えば階級概念に関して、「ブルジョア階級」概念が19世紀前半には用いられ、後半には「中間階級」概念が用いられている。両者の間の連続性は明確ではなく、時代と共に階級構成全体が変化している点が強調されている。「労働者階級」も「セクション」と「セグメント」という概念と交差しており、単一の「労働者階級」が存在しているわけではない。労働者の階級的連帯感が発生するのは、きわめて限られた条件の下においてでしかない。

国家に関してもマンは、その「多形性的」な性質を強調している。国家は多様な機能を担った多様な諸制度から構成された複合的な現象である。そしてその制度と機能も、状況に応じてその比重を変化させる。「多形性的polymorphous」という語を辞書で引くと「様々な形をもつ、様々な段階を持つ」とある。国家が、その時々状況に応じて様々な形態をとるという多義的で可変的な性質を示す言葉である。例えばマンは、現代のアメリカ合衆国国家に関して次のように述べている。

今日アメリカの国家は、ある週に妊娠中絶の権利を制限する時には保守的・家父長的・キリスト教的なものとして結晶化するだろうし、次の週に銀行のスキャンダルを規制する時には資本主義的なものとして結晶化し、その次の週、国民経済の利益以外の理由から軍隊を国外に派遣する時には軍事的超大国として結晶化するだろう。これらの多様な結晶化は互いに調和しあうことも、あるいは互いに弁証法的に対立しあうことも稀である。それらは通常、ただ単に互いに異なっているというだけなのである。  
(Mann 1993: 736)

マルクス主義国家理論は、国家を支配階級の利害を守る機能を果たすと論じた。リアリスト的国家論は、国内の治安を維持し、国外からの攻撃から自国を守るという機能から国家を論じた。また国家は諸政党の代表する利害を調停し、労使関係に介入し、環境問題からくる紛争にも介入する機能を果たす。さらに国家は、社会の諸セクターに資源を再配分し、その再配分の公正性をめぐる紛争にも介入する。このような様々な機能を、国家は同時に果たしつつ、時と共にその比重を変えていく。これをマンは、国家が「多形的に結晶化する」と表現したのである。よって、国家を何か単一の機能や単一の制度からのみ把握するのは適切でない。「国家は最終的な一体性をもたず、一貫性すらもたない」(Mann 1993: 56) ののである。

このようなマンの多形性的国家論は、そのままヴェーバーの官僚制国家批判にもなる。マンは、国家の制度的自律性を重視し（つまり、国家を単なる階級的、党派の利害表出の機関としてとらえるのではなく、国家には国家独自の「利害関心」があると見る捉え方）、かつ国家が社会にもたらす作用（官僚制的画一化）に着目したヴェーバーを、社会学的な観点から高く評価しつつも、官僚制を強調しすぎるヴェーバーの国家論を厳しく批判している。ヴェーバーは、経験的に誤っている。「官僚制が近代国家を支配することはまれであったし、国家の官僚機構が専制的であったことはま



れであった」(Mann 1993: 58)。近代国家は、必ずしも全面的に官僚制的ではない。また、官僚機構も「非官僚制的」な党派対立の場になる傾向が強く、必ずしも「専制的」ではない。それは何も、「脱近代」ないし「後期近代」のことを言っているのではなく、すでにヴェーバー時代(第一次大戦期以前の西欧)においてそうであった<sup>(7)</sup>。「ヴェーバーの専制的官僚制概念ほど、現実の国家を誤った分析に導くものはない。国家行政はつねに単一の官僚制的全体を形成するものではない」(Mann 1993: 68)。ここに、ヴェーバーと対峙する、マンの国家論の強力なメッセージがある。

### 3-2 国家と社会統合

では、マンはこの多形性的な国家を、どのように分析しようとしたのか。彼の国家論の基本的な視点は、国家の諸機関の命令(ないし監視)による一方向的な権力の行使ではなく、国家と社会的諸アクターとの相互作用、相互関係に注目して、国家の権力の作用の仕方を問題にするところにある。そのような視点からマンは、国家の社会統合作用とともに、国家が社会紛争を誘発する作用をも射程に収める。『社会的力の諸源泉 第2巻』の中ではマンは社会統合の問題を「国民国家」の形成として、社会紛争を主として階級闘争<sup>(8)</sup>、あるいはナショナリズム<sup>(9)</sup>の発生として、それぞれ議論している。彼は「社会統合」や「社会紛争」という古典的な社会学的タームを用いているわけではないが、ここではこの二つのタームの観点から、マンの議論をまとめておきたい。

この項では、まず国家と社会統合の関係から検討する。国家の社会統合作用も、やはり国家と社会的諸アクターとの相互作用による。国家は社会的諸アクターとの調整、交渉、協力を通じて、その社会統合能力を行使するのである。

そこで重要になるのが、マンの「インフラストラクチャー的権力infrastructural power」の概念である。この、ややこなれの悪いタームは、マンの国家論の中では極めて重要な役割をもっている。「インフラストラクチャーinfrastructure」というと、多くの場合、道路、港湾、架橋など、生活上必要な物質的な基幹施設のことを意味するであろう。だが、ここでの「インフラストラクチャー」はそのような意味ではない。「インフラストラクチャー」とは、権力の社会的な基盤というような意味をもっている。暴力や脅しによって行使される「生の」「裸の」権力ではなく、社会関係、社会的ネットワークを通じて行使される権力。それが、インフラストラクチャー的権力と呼ばれているものである。それは、支配者による強制によって行使される「専制的権力despotic power」と対比的に用いられている。専制的権力が、支配者の意図を被支配者に対して一方的・強制的に押し付けるだけであるのに対し、インフラストラクチャー的権力は、国家の諸機能を担うエリート層と社会的諸アクターとの間の関係の調整を通じて行使される。「インフラストラクチャー」とは、この場合、社会的諸アクターの利害や要求の表出や交渉・合意形成を行う、あるいは社会的諸アクターに対する便益やサービスの提供を行う、制度的あるいは慣習的なチャンネルのことである。国家は、こうした「インフラストラクチャー」を通じて、社会的諸アクターとの間の、あるいは社会的諸アクターどうしとの関係を調整し、それによって社会を組織化し動員する権力を行使できる。このような権力の作用によって、国家(より正確には、国家を構成する諸制度)は、社会生活への浸透の度

合を高めていくのである。

国家の「インフラストラクチャー」となる制度（あるいは習慣）としては、例えば議会が重要であろう。議会は、政党を通じた「国民の代表」が活動を行う場であるが、国家と諸社会アクターと調整の場として、最も公共的なプレゼンスの高い制度であろう。しかしそのほかに、行政機構においても、ロビー活動や陳情によって、あるいは行政によって組織された評議会を通じての利害表明・意見表明の方法がある。行政はまた、社会的紛争の調停に介入し、それぞれの利害を調整したりもする。こうした行政の「非官僚制」的な（時にインフォーマルな）諸制度もやはり、社会的諸アクターの利害や要求を調整する場として重要であろう。また、裁判所という紛争調停を専門に行う機関も、国家の一部である。他には、学校や保健所など、国家が住民に対して様々なサービスを提供する場もある。国家は、これらの一連のインフラストラクチャー的諸制度を通じて、たえず住民（主として国民）との間の相互関係を維持しているのである。マンは、近代国家がそれ以前の国家に比べて強力な理由は、近代国家がインフラストラクチャー的な権力を具備しているという点にあると主張する。マンの記述を引用してみよう。

インフラストラクチャー的権力は中央国家がその領土に浸透し、実践的に決定を実行していく能力のことである。それは国家のインフラストラクチャーを通して社会生活を調整coordinateしていく集合的な権力、すなわち社会を「通じての権力」である。それは国家を、その領土に浸透する中央とそこから放射状に発する諸制度の集合体として定義する。……近代国家の異常な強力さはそのインフラストラクチャーにある。（Mann 1993: 59-60, 強調引用者）

専制的権力が、支配者から被支配者へ向けての一方通行的なものであったのに対し、インフラストラクチャー的権力は国家と社会的諸アクターとの間の相互通行的關係を可能にしている。すなわち「インフラストラクチャー的権力は相互通行的である。それは、市民社会の諸党派が国家をコントロールすることをも可能にする」（Mann 1993: 59）。「市民社会の諸党派」には政治政党、利益団体、NGOなどがあるが<sup>(10)</sup>、その他の市民社会的諸アクターとして、メディアを介して形成された言論ネットワーク（世論）も加えることができるだろう。このインフラストラクチャー的権力によって、国家の法制定や政策決定は市民社会の諸アクターからの作用に大きく依存するようになる。しかしまた、国家と市民社会とのこうした相互浸透性の深まりによって、国家は市民社会を組織化し動員する「集合的権力」を高めていくことにもなる。国家権力の「異常な強力さ」は、インフラストラクチャー的権力のもつ「相互通行性」に由来するものなのである<sup>(11)</sup>。

インフラストラクチャー的権力の作動により、国家とその住民との関係はどうなるのだろうか。マンは、インフラストラクチャー的権力がルーティン的に作動することを通じて、住民の社会生活は「国家帰属化＝自然化naturalize」していくと論じる。ここで“naturalize”には、通常「帰化」と翻訳されるようなこと、つまり国籍を取得するという意味と、「自然になる」という意味とが掛け合わされている。住民の社会生活は、インフラストラクチャー的権力の相互通行性を通じて、国

家に帰属するものとなる、つまり「国民化」されるという面があり、さらにその「国民化」が自然で自明なものになるという面がある。その両面を“naturalize”という言葉で表現している。ここではそれを、「国家帰属化＝自然化」と訳しておく。

社会生活の「国家帰属化＝自然化」の過程を通じて、国家は社会を「国民的」なものとして「収檻cage」していく。国民国家の形成である<sup>(12)</sup>。

社会生活のより多くの部分がいまや国家の諸制度を通して調整されるので、国家の諸制度は社会生活のより多くの部分を構造化し、社会生活の国家帰属化＝自然化と呼べるものを進展させる。インフラストラクチャー的により強力な国家は社会をその『国民的national』な境界内に収檻cageする。(Mann 1993: 59, 強調引用者)

ここで「収檻cage」という語には、あのヴェーバーの「鉄の檻iron cage」のメタファーの残響を見出すことができる。しかしマンの用法は、ヴェーバーの「鉄の檻」とは明らかに異なっている。第一に、それは主として動詞形として用いられている。つまり「檻に収めるcage」という作用や過程が対象となっている。第二に、その「檻」は鉄製ではない。つまり硬直的なものとは考えられていない。その檻を越えた社会的ネットワークの形成も普通に可能だし、檻の形状も変化しうる。にもかかわらず、国家は「檻」を形成している。マンの国家論のポイントは、この「檻」概念にあると言えるだろう。

その「檻」の内部は、決して整然と制御されているものではない。そこでは国家と市民社会の相互通称的關係が「多形性的」に展開されているわけであるが、当然そこには様々な紛争を内在させている。マンは次のように述べている。

国家は多様な制度を含み、中央からその領土に向けて、時に国家を超えたtransnational空間を通じて、その触手をのばしている。逆に市民社会は、過去に比べてはるかに政治化され、様々な攻撃の手（圧力団体や政治政党）を、様々な国家の場に送り出し、国家を超えたtransnational経路で国家を出し抜いたりもする。……国家の統合力はつねに問題をはらんでいる。「国家the state」が単数形であるのはただ一つの意味においてである。インフラストラクチャー的な相互浸透が増大するにつれて、「それit」は社会生活を国家帰属化＝自然化する傾向をもつ。近代国家の権力は、基本的には、社会に対して権力を行使する「国家エリート」のことを意味するのではなく、緊密化する国家－社会関係に関連するものである。(Mann 1993: 61, 強調引用者)

インフラストラクチャー的の権力によって、国家は社会を統合する。しかし、その統合とは、単に国家への帰属を「自然化」するにとどまり、その社会が全体として合意しているとか、調和しているとかいうことを意味するものではない。様々な社会的インフラストラクチャーを通じて国家の諸制度と社会的アクターとの相互關係が緊密化する。そのような意味での「統合」に向けて国家は作

用するが、その統合力は「つねに問題をはらんでいる」。つまり、国家—社会関係の緊密化による国家の集会的な権力の増大は、同時に社会紛争の火種を生み出すものでもある。その社会紛争はどのように発生するのか。それが次の項での社会紛争論となる。

### 3—3 国家と社会紛争

近代国家は、それ以前の国家に比べてその機能を格段に増大させる。軍事、徴兵・徴税という古典的な機能に加え、様々な形で社会生活への関与を深めていく。道路、運河、鉄道、郵便、電信等のコミュニケーション基盤の建設や大衆教育の制度化、さらには失業、公衆衛生、犯罪等に関する諸政策に乗り出すようになり、第一次大戦以後は福祉国家への方向へ向かうことになる（Mann 1993: 479-491）。このような国家の「社会的」な機能の増大を、マンは「民政管掌範囲civilian scopeの拡大」と呼ぶ。それは、国家の集会的権力の増大を示すものではあるが、それは同時に「誰がその権力を統御するのか」という問題、つまり権力配分の問題を発生させることになる。

国家は、地域的・超国家的transnationalな集会的権力を犠牲にして、国民的・地政学的な集会的権力を増加させる。同時に誰が権力を統御するのかという配分問題は未解決なままである。（Mann 1993: 59, 強調引用者）

権力配分の問題。もちろんこれは国家にとっては古典的な問題である。しかし、例えばかつての王朝国家では、それは国王をめぐる家族内の跡目争いや、国王周辺の宮廷官僚の党派争いに限定された紛争だった。しかし、一方で国家権力への民衆の参加の度合い（つまり「民主化」の度合い）が高まり、他方で民政管掌範囲の拡大を含めた国家の統治機能が高まるに従って、国家と市民社会との相互浸透が深まり、国家権力の行使の仕方をめぐる争いに多くの社会的アクターが関わるようになっていく。さらに、国家が市民生活の領域に介入する度合いが高まるにつれ、市民生活上の様々な問題が国家レベルでの政治的イシューとなっていく。こうして様々な社会的諸アクターが、国家の官職ポストの獲得、立法や政策決定をめぐる争いの参加を求めていくことになる。

このように、国家の機能と集会的権力の増大は、社会紛争を誘発し、激化させる一要因ともなる。国家は、様々な社会的アクターがその利害や意見をめぐって争う社会紛争の場となる。それは、近代の「多形性的」な国家が持つ特性の一面でもある<sup>(13)</sup>。

国家の機能が拡大するにつれ、政党（党派）と国家はより多形性的になる。1900年までに、政治は外交、軍事、ナショナリズム、政治経済、集権化、世俗化、大衆教育、福祉プログラム、禁酒、婦人参政権、その他数多くのイシューに関わるようになっていた。こうして政治は大衆政党に対して国家エリートを、階級に対して階級を、世俗国家に対して教会を、中央に対して周辺的地域を、家長に対して女性を、その他様々なアクターを動員することとなった。（Mann 1993: 735）

権力の配分をめぐる最も根本的な争いを、マンは「政治的代表権」（あるいは「シティズンシップ」）をめぐる闘争として把握している。誰が、何処で政治的代表権を持つのか。それが18世紀以後の欧米社会における社会紛争の争点になっていくのである。例えば、すでにフランス革命やアメリカ独立革命などの民主革命は、王朝国家の徴税機能拡大の模索（18世紀末の英仏両国は、戦争によって財政危機に瀕していた）に対する抵抗として（「代表なくして課税なし」の原則）起こされ、また19世紀イギリスにおける選挙権拡大運動も、国家の財政危機の圧迫の下、既存の支配層と新興階層との政治的代表権をめぐる争いとして展開された。他方、オーストリアでは、「誰が」と同時に「何処で」という問題（と同時に、「どの言語で」という問題）が争点となった。それが地域を基盤とするエスノ文化的ナショナリズムの発生へとつながった。さらに、19世紀後半の労働運動や農民運動などに関しても、マンは政治的代表権を、運動を誘発しその形態を規定する要因として重視している。

その中でもマンが、とりわけ集中的に議論しているのは労働運動である。マンは労働運動に関して、「資本対労働」という、従来のマルクス主義的な経済要因による説明を批判している。マルクス主義の古典的な図式によれば、資本主義社会における、資本と労働の「弁証法的」な対立が、労働者階級の資本家階級に対する抵抗運動を必然化することになる。だがマンは、資本主義社会が経済的資源（マンの用語では「経済的力」）の配分をめぐる何らかの社会的アクターの対立を生み出すにしても、それが「資本家対労働者」という一対一対立を生み出すことはほとんどありえないことであると論じている。労働者の運動の形態は、資本主義社会の経済的要因だけによって決まるのではなく、国家を基軸とした政治的要因が大きな役割を果たしている。マンによれば、労働者の国家への編入あるいは排除に関する、国家の支配層による戦略のパターンが、労働運動の形態を規定するのである。つまり、労働者に対する抑圧的・排除的な戦略が、労働者の連帯を強め、さらに労働者と農民の共闘を可能にし、革命運動の勃発を引き起こすというのである。

マンは、ヨーロッパと北米に関する労働運動のあり方を比較しつつ、労働運動と国家支配層の戦略パターンとの関係を比較している。イギリスのように、支配層が労働運動に譲歩の姿勢を示し、国家への漸進的な編入を試みた場合、労働運動の過激化が抑制される。19世紀のイギリスは、二大政党の対立を通じて、労働運動が徐々に国家体制に編入されていき、その中から労働党が台頭することとなった。ドイツの場合は、体制による分割統治的な戦略（「否定的統合」と呼ばれるような、社会民主党と労働組合を「帝国の敵」とすることで、それ以外の諸勢力の結集をはかる、帝国支配層の戦略）が、労働運動を国家への対抗的勢力として連帯させ、大規模なマルクス主義政党（社会民主党）が形成されることになった。他方で、帝国議会における普通選挙権を通じた政治参加が、労働運動と国家とのつながりを維持し、労働運動の最終的な過激化を抑制することにつながった。それに対しロシアの場合は、労働運動に対して一貫して抑圧的な戦略をとった。ドイツと異なり、ロシアでは普通選挙法も（一時的に設置されたデュマ代議制を除けば）議会政治も制度化されていなかった。その結果労働者は、政治的代表権をめぐる闘争において、国家の支配層と対抗的な一体性を獲得し、さらに農民との共闘が形成されたことで、1917年の社会主義革命が実現する



に至ったというのである。

暫定的に設置され、その後廃止されたたデモ代議制〔1906年に一時的に設置された議会〕は農民の政治に影響を与えた。農民達はいまや、〔労働者の〕左翼政党とのコンタクトを持つようになった。他の国々においても見られたように、シティズンシップからの共通の排除は、民衆的諸階級を結合させ、左翼の方向へと向かわせたのである。(Mann 1993: 714)

もちろん、国家権力に対する政治的代表権をめぐる闘争という要因が、労働運動の動向の全てを説明するわけではない。マンは労働運動や農民運動を「階級闘争」という標題の下で論じている。それが階級の闘争である限り、その階級性を構成する経済的諸要因を無視することはできない。だが、マンが強調するのは、労働者の階級的な連帯の形成、さらには農民との共闘（これが社会主義革命を成功させたのだが）という現象は、決して経済的要因だけからでは説明ができないということである。そこに、国家の支配層の体制戦略と政治的代表権の要求という政治的諸要因を考慮に入れる必要が出てくる。それは、国家が権力を集中し、かつ社会的諸アクターとの相互連関関係を深めることによって、ますます重要な意味をもつようになる。

## 4. 結 論

### 4-1 マンの国家論 ―その社会学的な意義―

以上論じてきたように、マンの国家論は、国家の制度と機能に関して、ヴェーバー型国家に代表される専制的国家論に比べ、より経験的な射程が広く、比較分析にとってもより適合的な分析枠組みを提供している。最後に、ここまで論じてきたマンの国家論の意義を、あらためて四点に絞ってまとめてみたい。

〔1〕近代国家は、高度に複合的で多面的な現象である。近代国家が、近代社会というそれ自体複雑に分化した現象の一部ある限り、それは当然であろう。ヴェーバーが強調した官僚制的行政機能は確かに重要だが、近代国家は決してその官僚制による「単一支配」に還元されるわけではない。国家は相互に異なった（時に対立しあう）諸機能を担った様々な制度を内包し、「結晶化」した、諸制度の複合体である。よって、「アメリカの国家」や「日本の国家」というように、「国家」を単数形で語る場合には注意をする必要がある。国家を単数形で語る場合、国家を単一の意志を持った行為者であるかのように、擬人化して捉えてしまう危険性があるからである。多形性的な国家が、そのような単一の意志をもつはずがないのである（国家のある一機関が一つの意志でまとまることはあったとしても）。

〔2〕近代国家は単なる専制的な行政機構（ないし監視機構）、すなわち「鉄の檻」ではない。国家



は、社会的諸アクターとの調整を行う「インフラストラクチャー的」な制度を通じて、その統合力を行使する制度である。国家の「強力さ」は、そのインフラストラクチャー的な諸制度に依存している。よって、支配者の一方的な強制力だけで統治を行う専制的国家は「強力な国家」ではない。インフラストラクチャー的権力を用いて「相互通行的」に統治を行う国家の方がはるかに「強力」なのである。19世紀以来の近代国家の歴史を見ると、専制的な体制をとる権威主義的ないし独裁的な国家は次々と解体し、自由な経済活動を保障し、議会・複数政党制・普通選挙制・言論の自由を備えた民主的な国家の割合が増加している。歴史的事実から見て、専制的国家は明らかに「耐用年数」が短いのである。マンの国家論の視点から見れば、その理由の一つは、このような自由で民主的な国家の方がより豊富なインフラストラクチャー的権力を持つからということになる<sup>(14)</sup>。インフラストラクチャー的制度は、国家と社会との相互通行的な、ダイナミックな関係を可能にする。そのことが、結果的に国家をより強力な（そして耐用年数の長い）ものになっている。

〔3〕 国家はそのインフラストラクチャー的権力の作用を介して統治下の社会を「国民社会」へと統合し、「収檻」する。しかし、そのようにして集合的な権力を増大させた国家はまた、社会の紛争を誘発し、激化させ、その形態を規定する要因ともなる。国家の機能拡大は、国家における権力の配分問題を惹起させるからである。近代社会の紛争はしばしば、国家におけるポスト（役職）、国家が提供する集合財の配分、そして国家の主権それ自体を争点として展開される。このように、インフラストラクチャー的権力備えた「強力」な国家は、統治下の社会における合意や調和を保証するものではない。むしろ紛争の火種となるイシューの種類が増大し、国家における政治的代表権をめぐる争いはより熾烈になる。多形性的な国家は、その内部に紛争を内包した権力闘争・利害闘争の場となる。

このようにマンの国家論は、国家と社会との関係を単純なゼロサム関係（つまり、国家の力が強ければ社会の自律性は低く、社会の自律性が高ければ国家の力は弱いという関係）と捉えるのではなく、国家と社会との多面的な相互関係を把握する枠組みを提供している。これは社会学的な視点から見た国家論の、今後の発展の方向性を示唆するものになるだろう。

〔4〕 インフラストラクチャー的権力の概念によって「国家」と「社会」の関係性をテーマ化することにより、マンの国家論は経験的により広い比較分析の射程を獲得することになる。インフラストラクチャー的権力の概念はいまだ未分化であり、今後さらに精緻化する必要がある。だがこの概念は、国家と社会的諸アクターとの多様な関係性を解明するのに役立つ。

従来の政治社会学的研究では、政治的多元主義論やコーポラティズム論などが国家と社会との関係を把握する枠組みとして用いられてきた。政治的多元主義論は、多様な利害を代弁する政治政党が議会を介して競争することによって国家の意思決定がなされていく点に注目していた。またコーポラティズム論は、労働組合、企業、国家の三者間における雇用、賃金、社会的給付などをめぐる理解調整過程に注目した<sup>(15)</sup>。だが、国家のインフラストラクチャーというマンの視点から見れば、

どちらも近代西洋のある一部の国家だけを対象にした、射程の限定的な分析枠組みということになるだろう。国家と社会的アクターとの関係には、決して議会政党による競合や、労働組合・企業・国家の利害調整というだけに留まらない、多様な側面がある。

マンの『社会的力の諸源泉 第2巻』は「長い19世紀」のヨーロッパ（主として西欧）とアメリカ合衆国のみを取り扱っており、その意味でこの著作は「西洋中心的」ではある。だが、マンはこの著作で用いた分析枠組みを、今後さらに他の地域にも適用していこうと考えている。その成果は、今後執筆される予定の第3巻、第4巻を待たねばならないだろう。ここでは、マンの分析と関連のある二人の別の研究者の議論を紹介することにより、マンの国家論の射程の広さを示しておく。

第一は、リンダ・ワイスによる国家の産業政策に関する比較分析の例である（Weis 1999）。ここでワイスの例をあげるのは、彼女がマンの「インフラストラクチャー的権力」の概念を利用しているからである。ワイスはこの概念を用いて、経済・産業構造の変化や経済発展を促し、組織化していく国家の能力（「変容能力transformative capacity」）に関する、東アジア、スウェーデン、西ドイツの比較分析を行っている。そこで国家の「変容能力」を左右するのが、民間産業セクターと合意・協力である。ワイスは、民間産業セクターの活動の自律性を損なうことなく、国家がそれと合意・協力を行っていく能力を「インフラストラクチャー的権力」の概念で把握しようとしている。

国家がその自律性を、民間セクターから意見を聞き、合意や協力を引き出すために使用する能力が中心的な重要性を持つ。わたしはこの能力をある種のインフラストラクチャー的権力と呼ぶ。なぜなら、主要経済集団との結びつきを通じて、国家は生産者から主要な情報を獲得あるいは交換したり、重要な政策領域へ民間セクターの参加を促したり、国家的戦略を推進するにあたって産業との大規模な連携を動員したりすることができるからである。（Weis 1999: 39；強調引用者）

ワイスは、台湾、韓国、日本という三つの東アジアの国家において、この国家のインフラストラクチャー的権力がそれぞれの国の経済発展に大きく寄与したことを指摘している。日本に関して言えば、それは通産省と業界団体との協力関係にインフラストラクチャー的権力の帰結を見出すことができる<sup>(16)</sup>。そこにおける「国家と社会」の関係は、議会政党による「多元主義的」競合でもなく、再配分を争点とした「コーポラティズム」的協力関係とも違う形態であった。古典的な英米圏における国家論であれば、国家に対する経済セクターの権威主義的従属と理解されがちな東アジア的な国家／社会関係に関する新たな分析視座を、ワイスはマンの概念を利用することによって開拓しようとしたのであった。

第二にあげたいのは、ニコス・ムーゼリスによる「半周地的地域」の政治体制に関する研究である（Mouzelis 1986）。このムーゼリスの研究は、チリ、アルゼンチン、ギリシャなどの「半周地的」地域の国家と社会の関係を比較分析したものである。彼は、西欧型議会民主制（政治的多元主義論はその理念型を前提にして国家／社会関係を理解する）とは異なった政治的包摂の形を、「統

合integration」と区別して「編入incorporation」と呼ぶ。

半周辺地域の議会制における政治参加拡大のおおまかな過程に関して、下層階級が政治に引き入れられる仕方、また彼らの代表組織が国家と関係していた（今でもしている）仕方を、「編入的incorporative」と特徴づけることができる。（Mouzelis 1986: 74）

ムーゼリスは、さらにその「編入」のパターンを「クライアンテリズム」と「ポピュリズム」の二つに分類している。クライアンテリズムとは、寡頭的支配層oligarchがパトロン／クライアント関係のネットワークを用いて下層階級を動員していくものであり、ポピュリズムとは、強力なカリスマ的リーダーの下に下層階級を一挙に動員していくものである。ムーゼリスはさらに、「半周辺の」な国家においては、寡頭体制下のクライアンテリズムがポピュリズムに移行し、それとともに寡頭的支配層が解体していくという経路を辿る傾向があると論じている。ムーゼリスの分析の中で、インフラストラクチャー的権力の語が用いられているわけではない。だが、そこでは下層階級の「編入」のために、リーダーと民衆とを繋ぐ何らかのインフラストラクチャー的な諸制度（パトロン／クライアント関係や大衆動員政党等）が利用されている<sup>(17)</sup>。

マンは『社会的力の諸源泉 第2巻』の中で、18世紀末から19世紀初頭にかけてのイギリスの寡頭政治が、官職を持った名望家たちが統御する「パトロン／クライアント関係」に依拠していた点において、ムーゼリスの「クライアンテリズム」に近かったと述べている。だが、そこでマンは、議会民主制に進んだイギリスと、ポピュリズムに進んだ「半周辺の」国家との区別を前提としたムーゼリスの議論を批判し、イギリスにおいても、「半周辺の」国家と同様、クライアンテリズムからポピュリズムに進む可能性は十分にあったと論じているのである（Mann 1993: 111-112）。

このような議論は、マンの国家論の持つ射程の広さを示唆するものと考えることができる。だが上の二つの例は、その可能性の一部に過ぎない。今後この方向性にむけての国家論のさらなる展開が求められる。

#### 4-2 国家は「檻」か？

マンは、国家が「多形性」的であり、その統合は常に共に紛争をはらんでいるということを強調した。しかし国家の「檻」もまた、問題をはらんでいるのではないだろうか。国家の「檻」は可変的である。しかし『社会的力の諸源泉 第2巻』で、マンは国家の「檻」それ自体の問題を明示的にとりあげてはいない。

言うまでもなく、国家は「収檻」に常に成功するわけではない。またその「檻」が存続し続けるという保証があるわけでもない。「檻」の形成や存続は、国家にとって自明ではない。例えば、第一次大戦前の帝国オーストリアはその「檻」を維持できずに分解した。戦後ドイツ語圏に縮小されたオーストリアの国民は、ドイツとの「合併」を決議したが戦勝国の反対によって阻まれた。その後ナチス時代の短期間の「合併」を経て、現在のドイツとは別国のオーストリアに至っている。こ

のようにその「檻」(境界)は、歴史的な文脈の中で変化し、決して必然的でも自明でもなかったのである。またアメリカ合衆国は、建国以来国西へと大きく拡大し、連邦を構成する「州states」は高度の自律性を保持し、しかも南北戦争の時代の南北分裂の危機があった。にもかかわらず、アメリカ合衆国は解体せず、「アメリカ合衆国United States of America」という国家の「檻」は維持された。マンは、(第一次大戦以前の)オーストリアやアメリカ合衆国において、地域を基盤とした「政治的代表的権」の闘争があったということは指摘している。しかしそれは、一方では国家の解体に繋がり、他方ではつながらなかった。それはなぜなのか。国家に対して、その「檻」を分断あるいは横断する様々な制度や社会的諸勢力は常に存在している。それが、どのような場合において「国家の檻」を解体する動きへとつながるのか。これは国家論が問うべき問題の一つであろう。

さらに最近の「グローバル化」のトレンドの中で、国家がそもそも「檻」たりうるのかという問題も出てきた。国家の諸機能の役割は低下し、もはや国家は「檻」にはなりえないのではないのか。このような疑問に対しマンは、「グローバル化」は国民国家の役割を低下させているのではなく、その役割を変化させているにすぎないという趣旨の議論を行っている(Mann 1997a)。確かに経済面での国家の役割は低下した。しかし市民生活のレベルで国家はより多くの領域(例えば環境問題など)に介入している。しかも国家は、実効性のある法を制定する機能(法制化の機能)を依然として保持している。

しかしヨーロッパ化に関するマンの議論は、より微妙である(Mann 1998)。マンは「ユーロと呼ばれる社会はあるのか」と題された論文の中で、EUが多様な諸機関からなる、一貫性のない混沌とした制度であり、主としてエリート層の共通文化によって統合されているに過ぎないと論じている。またEUはヨーロッパの一般住民との直接的なつながりを欠き、彼らが「ユーロ」と呼ばれる、統合し境界づけられた一つの社会を形成しているわけではない。つまり、EUは未だ、ヨーロッパの社会を「ユーロ」と呼ばれる統合された社会へと「収檻」してはいないということである。

しかしマンは、こうした現在のEUの多面的で混沌とした制度的状況に、国家の多形性的な性質との類似点を見出している。「ユーロは単にこうした国家の伝統的特性[多形性]を強調しているに過ぎない」(Mann 1998: 204)。ということは、将来的にはある程度統合された(「収檻」された)「ユーロ社会」が形成される可能性はある。マンは、1900年以前のヨーロッパにおいて形成された「国民社会」と同程度に統合された「ユーロ社会」の形成は、可能かもしれないと推論している。しかしそれは、必ずしも国民国家の「檻」を廃絶するわけではない。ヨーロッパでは「ユーロ」と各「国民」をそれぞれ枠づける二つの種類の「檻」が共存する状態が続くだろう。この二重性こそが「ヨーロッパ的」であると、マンは述べている。

このように、マンがグローバル化やヨーロッパ化に対し、きわめて慎重なアプローチをとるのは、「国家の檻」を形成する制度的な基礎が、市民生活に直接の影響のある実効性のある法律制定を可能にする権力が、国家に集中しているという基本的認識があるからである。特定の領域を支配する権力を集中させた機関であるというのがヴェーバー以来の国家論の前提である(2-1 参照)。20世紀の国家は、一方では高度な軍事力を開発しながら、他方でその民政管掌範囲を拡大し、その機能

はより多様になった。国家は統治下の市民生活に深く介入していくようになり、住民（国民のみならず定住する外国人も含めて）の市民生活は国家を基本単位とするようになった。言い換えるならば、人々の生活上の「居心地のよさ（わるさ）」を決定する大きな要因のひとつが、国家の政策や立法なのである。そのため、政策や法律の制定に関する国家次元の政治闘争に、多くの住民が「民主的」に関与を求めるようになっていく。このような20世紀的な国家の基本的機能は現在でも根本的に失われたわけではないというのが、マンの見方である。国家の将来に関しては、この従来の基本的機能がどのように継承されるのか（あるいは、継承されないのか）を注意深く見ていく必要がある。

このようなマンの国家論の視点は、ユルゲン・ハーバーマスの最近の「ポスト国民国家」論と比較してみることができるだろう。ハーバーマスはマンと異なり、ヨーロッパ化に対してはるかに積極的な見解を表明している。ヨーロッパ化はいずれ国民国家を消滅に至らしめるというのである（Habermas 1998）。しかし、そのためには一つの極めて重要な条件がある。それは、従来国民国家が担ってきた社会国家的配分機能とその正統性を、EUが継承するということである。果たして、いかにしてそのような大規模な制度的変容が可能なのか、ハーバーマスは詳しくは論じていない<sup>(18)</sup>。だが、もしこのようなヨーロッパ化が可能であるとすれば、その際に社会国家的配分機能とその正統性を、いかにEUへと移行させていくのか（あるいは、そもそもそのような移行が可能なのか）に関する、詳細な制度論的・機能分析的な議論が必要となるであろう。そのためにも、マンの多形性的国家論は、一つの重要な政治社会学的視座を提供するであろう。

#### 【註】

- (1) 本論文は2006年6月24日に千葉大学で開催された第46回日本社会史学会大会（自由報告の部）で行った同タイトルでの報告を基にしている。
- (2) 1980年代はまた、社会学において国家論が復興してきた時代でもある。それに関しては拙稿（佐藤2006）を参照せよ。
- (3) 彼はイギリス出身で、現在カリフォルニア大学ロサンゼルス校の教授を勤めている。最近アメリカ国籍を取得し、イギリスとアメリカの二重国籍保持者となった。
- (4) エミール・デュルケームの「独特な実在としての社会the society *sui generis*」概念に依拠した表現である。
- (5) 例えばヴェーバーは、「近代立憲制国家における国家的活動」について、「全てを包み込んでしまう官僚層と並んで、統制をし、方向を指示する法廷としての役割を演じている二つの権力、すなわち君主と議会」の存在を指摘している（Weber 1980: 336=1988: 332, 強調ヴェーバー）。
- (6) この権力概念を、フーコーは『性の歴史Ⅰ：知への意志』の中で具体的に展開している。
- (7) また、第一次大戦以前は、国家が市民社会に介入する「民政管掌範囲」はまだそれほど広くなかったから、国家の官僚制的命令機能は、ヴェーバーが考えるほど「全能」ではなかった。第一次大戦後、近代国家は大きく変化する。その点に関して、マンは「第3巻」でとりあつかうことになるだろう。



第一次大戦後の国家に関する未公開の試論としてMann (1997a) がある。そこでマンは、ソ連の国家社会主義、ファシズム、ニューディール以後の資本主義国家を「国民国家主義Nation Statism」という概念で一括して分析しようとしている。それは、第一次大戦以前の国家に比べて、はるかに深く市民生活への「浸透」した国家である。

- (8) マンは、ともするとマルクス主義的な二大階級の「弁証法的」な対立構図を意味しがちな「階級闘争」という概念を、きわめて慎重に取り扱っている。なぜなら、階級闘争が二つの大階級の一对一の対立になることなどは、現実にはありえないと考えているからである。まずマンは、階級を「生産手段、生産関係」という経済的=物質的観点から把握することを、経済還元論として批判する。さらに階級は複雑に分断的、横断的に分化し、一つの「階級」として連帯感を持つことすらまれなのである。しかし、経済的力の配分を基軸にした社会の分化状況は存在している。それを彼は「階級」という言葉をもちいて表現するのである。
- (9) ナショナリズムは『社会的力の諸源泉 第2巻』では、「国家強化的」「国家統合的」「国家解体的」の三つに分類されて論じられている。しかしナショナリズム論に関しては、マンの別の論文 (Mann 1996) でより詳細に展開されている。そこでマンは「ナショナリズムの政治理論」と称して、「政治的力」の要因を基軸としたナショナリズム論を展開している。さらに2004年の『民主主義のダークサイド』では「民族浄化」や「ジェノサイド」を比較分析している。そこでもマンは、「政治的力」の要因を重視する。すなわち、「民族浄化」は、同一の領土を統治する国家権力の統御をめぐる、異なったネーションを「人民people」の名において代弁する政治団体間の紛争から発生すると論じている (Mann 2004)。
- (10) ここでマンはヴェーバーの「諸党派Parteien」概念を用いている。ヴェーバーの「諸党派」とは、単に議会への議席を目指す政治政党以外にも、国家権力の分有、国家の意思決定への影響力行使を目指してあらゆる政治的団体一般が意味されている。
- (11) 別の見方から言えば、インフラストラクチャーの権力の概念は、国家と社会（ないし市民社会）とを対立的なもののみならず、その連関関係から国家を理解するという視点を提供している。国家と社会とをゼロサム的に捉える（国家が強力になれば市民社会は弱体化する、というような）英米圏での国家論には、特にこうした視点が弱かったのである。しかし1990年代以後の英米での国家論には、こうした古典的なゼロサムの国家論とは異なり、社会との連関関係によって国家の権力を捉える国家論が広まってきた (Berkey and Parikh 1991)。なお、「国家と社会」という観点からの国民国家論の系譜に関しては、拙稿 (佐藤 2006) を参照せよ。
- (12) 『社会的力の諸源泉 第2巻』は、全体を通して国民国家形成の比較分析であると見なすこともできる。その過程は、国家の支配層と社会的諸アクターとの間の一種の弁証法的な対立から展開されるものであった。「長い19世紀」の幕開けを告げる民主化革命は、戦争から生じた財政危機を打開するために王朝国家が行った徴税の徹底化への抵抗として起こった。結果として民主革命は、ブルジョア階層の国家権力への関与を可能にすると共に、より効率的な徴税・徴兵を可能にする国家形成を促進した。19世紀に政治的代表的権をめぐって展開された労働運動や農民運動は、国家の民政管掌範囲の拡大と連動し、社会保障や累進課税など、資源再配分に深く関与する介入型福祉国家（社会国家）の形



成を準備したのである。国民国家は、こうした国家と社会的諸アクターとの絶えざる相互連関を通じて「自然化」されていくのである。

- (13) しかし注意すべきは、例えば政治的多元主義論などが論じるように、国家の機能が複数の政党（あるいはその他の社会的利益を代弁する政治団体）の競争の結果だけに左右されるというわけではない。国家の諸制度は、その社会的利害の紛争の中で自らもまた、政治エリートの利害関心を代表したり、利害調停者あるいは指導者としての「国家理性」を代弁したりする独自のアクターとして参加している。
- (14) このような点を、ホールとアイケンベリーは次のようにまとめている。

皮肉にも、「強い」国家は時間が経つうちに、それ自身の行為によって弱体化し、それゆえほとんど「弱い」国家のように見え始めるかもしれない。先進的で自由な国民的資本主義にとって最善の産業政策とは、技術、知識、融資、コミュニケーション能力に関する大量の社会的インフラストラクチャーを創出し、産業を直接コントロールするのではなく国民に市場変化に適用できるようにしてやることである。……インフラストラクチャー的権力を社会を支配する権力と見なすとすれば、それはマンを誤解している。逆に、インフラストラクチャー的権力とは、社会のためのインフラストラクチャー的サービスを調整する国家による給付から……生じうるものなのである。これらすべてが含意するのは、協力ではなく統御を迫及し、自律した市民社会の多様な集団と協働するのではなく社会的にアトム化された住民を支配することを好む全体主義的国家は、最終的には社会の活力の極めて効果的な発現装置にはなりえないのである。(Hall and Ikenberry 1989: 13-14, 強調原著者)

ここに引用したホールとアイケンベリーの著作は、マンの国家論の意義をいち早く認識した研究であった。

- (15) 政治的多元主義の代表的な研究者としてはロバート・ダールを挙げるのが一般的である。例えばDahl (1977) などがある。コーポラティズムに関してはKatzenstein (1984)などを参照。またコーポラティズムに関しては、「社会的コーポラティズム」と「国家的コーポラティズム」という二つの異なった議論があり、本文で言及しているコーポラティズムはそのうち「社会的コーポラティズム」にあたる。それに対し「国家的コーポラティズム」とは、イタリアのファシズムを原型とする、中間的諸団体が国家によって統制される体制のことを意味している (Schmitter 1974)。その他にも、「コーポラティズム」概念は、かなり広く自由に使われているようである。
- (16) 日本に関しては、ワイスが引用しているダニエル・オキモトの議論を紹介しておこう。

通産省の影響力は、今日信用の配分や形式的権威の保持にあるのではなく、むしろその民間セクターに対する説得や調整の能力、情報収集と加工、方向性と優先性の設定、民間セクターと集合的利益の促進、国内経済と国際経済の間の媒介として役立つことのできる能力にある。(Okimoto 1989: 144, quoted in Weis 1998: 33)

だが、「護送船団方式」と呼ばれるこうした戦後日本の産業界と政府の協調体制は、最近の小泉改革の下で解体の方向に向かっている。ワイスの枠組みにしたがって言えば、小泉改革は戦後日本の国家が構築してきた「インフラストラクチャー的権力」を自ら解体しようとした政策だったと言える。都市層を基盤とした「ポピュリズム」傾向（「強いリーダー」への待望）の台頭は、戦後型インフラストラクチャー的権力の解体と連動しているものと考えられる。

- (17) ムーゼリスは、双方のタイプの有権者の組織化の形態について、次のように述べている。

純粋にクライアントリスタ的なケースにおいては、草の根レベルで「政治的下請け人」[“chefe” と呼ばれる自律的な地域名士] と有権者との交換関係が成立している。典型的なポピュリスト的ケースにおいては、「政治的下請け人」が政党職員に取って代わられるのだが、その政党職員は（相対的に自律した政党組織の幹部とは異なり）リーダーの厚意によってその地位が左右されもする。（Mouzelis 1986: 86）

つまり、人格的で特殊主義的な関係性に多かれ少なかれ左右されるような組織化の形態である。その点では近代国家の中立的な組織化の制度とは異なったものという認識を、ムーゼリスはとっている。

- (18) ハーバーマスのヨーロッパ化／グローバル化論に対する批判的検討として鈴木（2003）を参照。グローバル化論やヨーロッパ化論は、これまで国家が果たしていた機能をどのような形で継承するのか（しない場合、それが可能なのか）を明確にする必要がある。ハーバーマスが湾岸やコソボに対するNATOやアメリカの軍事介入を支持するのは、「世界市民社会Weltbürgergesellschaft」の法制化において、その警察機能をどう継承するのかという観点からである。これまで警察という暴力的制度は、国家の実効力のある法制定にとって重要な機能を果たした。しかし「世界市民社会」ではどうなのか。それが何らかの法制的な社会であるならば、やはりそこには警察機能を担う機関が必要であろう。そこで「世界市民社会」がNATOやアメリカの軍事介入を正当化するという結論が導き出される。しかしそのような議論は、鈴木宗徳が指摘しているように「あまりに時期尚早、荒唐無稽という印象を免れ得ない」。その点で、「ポスト国民国家」時代の世界における国家の諸機能の継承に、より厳密な考察を加えるマンの視点は貴重である。国際政治の面においても、マンはアメリカの帝国主義的ユニラテラリズムを厳しく批判し、複数の国家間の多極的・多元的秩序を再評価する議論を展開している（Mann 2004a）。

#### 【参考文献】

- Barkey, Karen and Parikh, Sunita. 1991. “Comparative Perspectives on the State,” *Annual Review of Sociology*, 17
- Dahl, Robert A. 1971. *Polyarchy*. New Heaven: Yale University Press（=高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981）
- Foucault, Michel. 1980. *Power/Knowledge: Selected Interviews and Other Writings, 1972-1977*, edited and

- translated by Colin Gordon. New York: Pantheon Books
- Giddens, Anthony. 1985. *The Nation-State and Violence*. Cambridge: Polity Press. (=『国民国家と暴力』松尾精文ほか訳 而立書房)
- Habermas, Jürgen. 1998. *Die postnationale Konstellation: Politische Essays*. Frankfurt a.M.: Suhrkamp
- Hall, John A. and Ikenberry, G. John. 1989. *The State*. Buckingham: Open University Press
- Katzenstein, Peter J. 1984. *Corporatism and Change*. Ithaca: Cornell University Press
- Mann, Michael. 1993. *The Sources of Social Power II: The Rise of Classes and Nation-States 1760-1914*. Cambridge: Cambridge University Press (=森本醇・君塚直隆訳『ソーシャル・パワー—社会的〈力〉の世界歴史〈2〉』上下, NTT出版, 2004)
- 1997. "Has Globalization Ended the Rise and Rise of the Nation-State?," *Review of International Political Economy* 4(3)
- 1997a. "The Rise of 'Nation-Statism' Across the First Half of the 20<sup>th</sup> Century," a paper presented at the conference of annual series: The End of the Nation State?, January 27, 1997. Center for Social Theory and Comparative History, UCLA.
- 1998. "Is There a Society Called Euro?" in Roland Axtmann (ed.), *Globalization and Europe: Theoretical and Empirical Investigations*. London & Washington: Pinter
- 2004. *The Dark Side of Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press
- 2004a. "Can the New Imperialism Triumph in the Age of Nation-State?" *History and Theory* 43
- Mouzelis, Nicos P. 1986. *Politics in the Semi-Periphery: Early Parliamentarism and Late Industrialization in the Balkans and Latin America*. Basingtoke: Macmillan
- 佐藤成基 2006.「国民国家の社会理論—「国家」と「社会」の観点から—」(富永健一編『社会学理論の現在』新曜社)
- Schmitter, Philip. 1974. "Still the Century of Corporatism," *The Review of Politics*, 36 (1)
- 鈴木宗徳 2003.「グローバル化時代における批判理論の課題——『事実性と妥当性』以降のハーバーマース」(永井彰・日暮雅夫編『批判的社会理論の現在』晃洋書房)
- Weber, Max. 1976. *Wirtschaft und Gesellschaft I*. Tübingen: J.C.Mohr (=世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社 1970, 世良晃志郎訳『支配の社会学』創文社 1960)(参照箇所のみ)
- 1980 [1918]. *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland – Zur politischen Kritik des Beamtentums und Parteiwesens*, in *Gesammelte Politische Schriften*. Tübingen: J.C.Mohr. (=中村貞二・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府」『ウェーバー 政治社会論集』河出書房新社, 1988)
- Weiss, Linda. 1998. *The Myth of the Powerless State*. Ithaca, New York: Cornell University Press